政　令

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十七号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第二項後段の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第八条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十八号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「市町村」を「都道府県及び市町村」に、「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に改め、「第三章の二　削除」を削り、「第三章の三」を「第四章」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章　都道府県及び市町村

第二条の見出しを「（市町村の国民健康保険に関する特別会計の勘定）」に改め、同条中「の定める」を「で定める」に改める。

第三条を次のように改める。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第三条　法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2　前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3　法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4　市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5　都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

第四条中「委員の任期は、二年」を「協議会の委員の任期は、三年」に改める。

第十九条第一項第二号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）」を「高齢者医療確保法」に改め、同条第三項中「附則第一条の三」を「附則第一条の二」に改める。

第二十八条中「保険者」を「市町村及び組合」に、「そこなう」を「損なう」に改める。

第三章の二を削る。

第三章に次の一条を加える。

第二十九条の六　削除

第五章を第六章とする。

第三十五条の見出し並びに第三十七条第一項第五号及び第二項第三号中「保険者」を「市町村又は組合」に改める。

第四章を第五章とし、第三章の三を第四章とする。

附則第一条の二を削り、附則第一条の三中「第七十六条第一項」を「第七十六条第二項」に改め、同条を附則第一条の二とし、附則第一条の四を附則第一条の三とする。

附則第四条第一項の表第二十九条の七第二項第一号イ(1)の項の次に次のように加える。

第二十九条の七第二項第一号イ(2)	都道府県	都道府県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、当該都道府県